

消 防 う さ



消防署が行う訓練の様子

あらゆる災害に対処するため、大分県防災航空隊との合同連携訓練を行った時の様子です。



消防署からのお知らせ

改正消防法が施行されました

平成27年4月1日より改正消防法施行令が施行されました。内容としましては下記の通りです。

- 老人ホーム等災害弱者が入居する施設は面積に関係なくスプリンクラー設備の設置が義務付けられました。
- 旅館・ホテル、病院・診療所、老人ホームなど利用者を入居させ、又は宿泊させるものについては面積に関係なく自動火災報知設備の設置が義務付けられました。
- 老人ホーム等では消防機関へ通報する火災報知設備と自動火災報知設備の連動が義務付けられました。

救急講習を受講してみませんか

心肺蘇生法の講習を開催します。また、講習後には講習修了証を交付しますので友人など誘って気軽に参加してください。(以前に普通救命講習を受講したことがある方は、救命技能を維持向上させるために2年から3年の間隔で定期的を受講することをお勧めします。)

- ・講習日時 平成27年12月13日(日) 午前9時～午前12時まで
平成28年3月6日(日) 午前9時～午前12時まで
- ・場所 宇佐消防署 2階会議室
- ・定員対象者 30人程度(中学生以上とします)
- ・講習内容 普通救命講習1(心肺蘇生法・AEDの使用方法・止血法・窒息時の対応など)

受講料は無料です。申込書にある必要事項に記入の上、下記のTEL、FAX又はEmailで受講日前日まで申し込みを行ってください。(土、日、休日可)不明な点はお気軽にお問い合わせください。申込書は宇佐市ホームページ(www.city.usa.oita.jp)からダウンロード可能です。

申し込み先 宇佐消防署 救急係 TEL 32-0119(内線64) FAX 33-0621
Email 5kyuukyuu04@city.usa.oita.jp

特 集

- ◎ 秋季全国火災予防運動
- ◎ 新職員紹介
- ◎ 救急車を呼ぶときは
- ◎ 救急車の適正利用について
- ◎ 消防署が行う訓練の様子
- ◎ 消防署からのお知らせ

No. 37

平成27年11月5日発行

宇佐市消防本部
宇佐市大字石田176番地
TEL 32-0119
FAX 33-0621
火災の問い合わせ
TEL 33-1900

火事・救急・救助は119番

火災件数11件 救急件数2198件

平成27年9月30日現在

救急車を呼ぶときは「119番」です

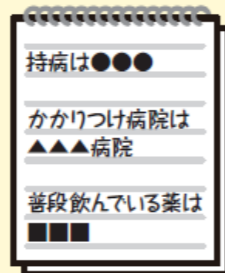
救急隊が現場に着いてから、病院へ向け搬送を開始するまでの間にいくつか確認しなければならないことや、病院に持って行ってもらう必要があるものがあります。もしも救急車を呼んで、待っている間に準備することができればご協力をお願いします。

救急車を呼んだら、こんな物を用意しておく便利です。

- ・保険証や診察券 
- ・お金 
- ・靴 
- ・普段飲んでいる薬 (おくすり手帳) 
- (乳幼児の場合)
 - ・母子健康手帳 
 - ・紙おむつ 
 - ・ほ乳瓶 
 - ・タオル 

救急車が来たら、こんなことを伝えて下さい。

- ・事故や具合が悪くなった状況
- ・救急隊が到着するまでの変化
- ・行った応急手当の内容
- ・具合の悪い方の情報 (持病、かかりつけの病院やクリニック、普段飲んでいる薬、医師の指示等)



* 持病、かかりつけの病院やクリニックなどは、日頃からメモにまとめておく便利です。

救急車の適正な利用のお願い



その救急車本当に必要ですか？

助かる **命** があります

譲ってあげてください。本当に必要な人にその救急車
 宇佐消防署では市民のみなさんの大切な生命を守るため、市内に救急車を配備して救急要請に対応しています。
 しかし、近年救急要請が増加しており、中には緊急性のない場合の要請も多くなっています。このままでは、救急車が不足してしまう恐れがあります。
 ただし、緊急に病院へ行かなければならない病気やケガなどの場合は、迷わず119番通報してください。
 救急車を本当に必要とする人のため、少しでも早く病院へ搬送するために、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。



平成27年 秋季全国火災予防運動

11月9日～11月15日

火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とします。

本年度は『無防備な心に火災がかくれんぼ』を標語に、火災への注意を呼びかけています。



住宅防火 いのちを守る 7つのポイント - 3つの習慣・4つの対策 -

- 3つの習慣
1. 寝たばこは、絶対にやめる。
 2. ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
 3. ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

- 4つの対策
1. 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
 2. 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
 3. 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
 4. お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

新職員紹介



ほんだ まさや
本多 将也

少しでも早く仕事に慣れて宇佐市に貢献できるように全力で取り組みたいと思います。よろしくお願いいたします。



はまなか きいち
浜中 貴一

一日でも早く仕事に慣れて、地元宇佐市を守るために、1日1日全力で頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。



おむら かずや
大村 和也

地元の宇佐市を守っていけるようになるため、少しでもはやく一人前の消防士になれるようがんばります。よろしくお願いいたします。



おくだ まさと
奥田 雅人

生まれ育った宇佐市に貢献できるよう常に向上心を持ち、早く一人前の消防士になれるよう頑張ります。よろしくお願いいたします。